

社団法人五島市交通安全協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人五島市交通安全協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を長崎県五島市東浜町三丁目9番1号におく。

(目的)

第3条 この法人は、交通状態の改善を図り交通の安全と円滑を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 交通事故防止及び交通道德の昂揚に関する啓蒙宣伝
- (2) 交通施設の改善及び交通能率の増進に関する調査研究
- (3) 交通事故を防止するための体系的な交通安全教育の実施
- (4) 交通関係功労者(団体を含む)及び優良運転者の表彰
- (5) 五島警察署における運転免許関係事務委託事業
- (6) 長崎県証紙売りさばき事業
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 一般会員 五島警察署管内に住所(事業所)を有する自動車等の運転免許を受けている者並びにこの法人の事業に賛同して入会した個人及び団体

- (2) 特別会員 一般会員の中で、さらに特別会費を納めた個人及び団体

2 前項の会員のうち、特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。ただし、会費納入をもって、これに代えることができる。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員は、次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 死亡又は解散したとき
- (2) 会費を納入しないとき
- (3) 住所又は事業所を五島警察署管内以外に変更したとき

(除名)

第9条 会員で、この法人の名誉を毀損し、又はこの定款に反するような行為があったときは、総会の議決により、除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しないものとする。

第3章 役 員

(種別及び選任)

第11条 この法人に、次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	5名以内
専務理事	必要あるとき1名
理 事	20名以上25名以内(会長・副会長・専務理事を含む)
監 事	3名以内

2 理事及び監事は、特別会員のなかから総会において選出する。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選によりこれを選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第12条 理事は、総会の議決に基づいて会務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会務を処理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とし、就任後第2回目の通常総会終了の時に終わる。ただし、再任を妨げない。

2 増員又は補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前

任者がその職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が、次のいずれかに該当するときは、総会において議決により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(役員報酬)

第15条 役員は、すべて名誉職であり無給とする。ただし、専務理事は有給とすることができる。

- 2 役員に、費用を弁償することができる。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 顧問・参与

(顧問・参与)

第16条 この法人に、顧問及び参与をおく。

- 2 顧問及び参与は、本法人のため特に功労がある者及び学識経験のある者等の中から、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応ずるほか、事業遂行に関する格段の意見を開述する。
- 4 参与は、会務に参加し、事業遂行に関し、格段の提案をする。

第5章 会 議

(種別)

第17条 会議は、総会及び理事会とし、総会を通常総会及び臨時総会に分ける。

(構成)

第18条 通常総会は、当年3月31日現在の特別会員をもって構成する。

- 2 臨時総会は、開催日の30日前現在の特別会員をもって構成する。
- 3 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担

(4) その他この法人の運営に関する重要なこと

2 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の報告に関する事項
(招集)

第20条 会議は、会長が招集する。

2 会議を招集するには、会議を構成する会員又は理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに会議の日時及び場所を示して、7日以前に文書をもって通知しなければならない。

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、5月に開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は特別会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して、請求のあったときに開催する。
- 3 理事会は、必要なときに随時開催する。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した特別会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 総会は、特別会員の10分の1以上、理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、出席した特別会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない特別会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の構成員を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の各号に掲げる事項を記録した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所

- (2) 特別会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した特別会員又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過、要領及び発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した特別会員又は理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

（資産）

第27条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の種別）

第28条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 維持運営基金
 - (4) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産を除いた財産をいう。

（資産の管理）

第29条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託銀行に信託し、又は国債公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

3 資産の管理運用は、元本が確実に回収でき運用益が得られ、又は利用価値が生ずるなど安全、確実な方法で行わなければならない。

（基本財産の処分の制限）

第30条 基本財産は、これを処分若しくは消費し、又は抵当権その他のために

供してはならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ、長崎県知事の承認を得て、これを管理運営費にあてることができる。

（経費の支弁）

第31条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

（予算及び決算）

第32条 この法人の収支予算は、年度開始前に総会の議決を経て定め、収支決算は、年度終了後2カ月以内にその年度末における財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは会長は理事会の議決を得て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第34条 この定款は、総会において、出席した特別会員の4分の3以上の同意を経、長崎県知事の認可を得なければ、変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第35条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、長崎県知事の許可を得て類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

（事務局）

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所用の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類の備置)

第37条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 特別会員名簿及び特別会員の異動に関する書類
- (3) 役員名簿、就任承諾書及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 収支決算書
- (10) その他必要な帳簿及び書類

第9章 雑 則

(委任)

第38条 この定款の施行について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

付 則

この定款は、昭和51年2月13日から施行する。

平成6年12月21日一部改正 (第23条第1項)

平成10年7月16日一部改正 (第2条及び第12条)

平成10年12月10日一部改正 (第2条)

平成11年2月8日一部改正 (第2条)

平成15年7月15日一部改正 (第4条及び第14条)

平成16年8月2日一部改正 (第1条、第2条、第4条第5号、第5条第1号)

平成19年6月29日一部改正

平成21年12月24日一部改正 (第5条、第11条第2項、第18条第1項第2項、別表)

平成22年7月14日一部改正 (第5条外)

役員名簿

理事25名(会長、副会長を含む)、監事3名

平成23年6月1日現在

役職	氏名	常勤・非常勤	備考
理事	網本 定信	非常勤	会長
〃	田浦 巖	〃	副会長
〃	松尾 繁	〃	副会長
〃	江頭 久美	〃	副会長
〃	坂谷 善衛	〃	
〃	松本 豊	〃	
〃	山本 稔	〃	
〃	坂井 成光	〃	
〃	山里 一郎	〃	
〃	平村 和弘	〃	
〃	畑中 重徳	〃	
〃	出口 敬介	〃	
〃	本常 行洋	〃	
〃	才津 隆文	〃	
〃	山中 善久	〃	
〃	御手洗 正利	〃	
〃	佐藤 しづ子	〃	
〃	平山 紀久博	〃	
〃	三浦 直人	〃	
〃	近藤 茂八	〃	
〃	門原 一人	〃	
〃	浦 正征	〃	
〃	野口 榮	〃	
〃	谷口 久次	〃	
〃	柿森 誠	〃	
監事	野口 喬史	〃	
〃	佐々野 俊男	〃	
〃	吉田 隆正	〃	

社員(会員)名簿

社員(会員)が多数なため、総数の表示とさせていただきます。なお、会員から会員権利の行使を目的とした正当な理由で、請求があったときには氏名、住所を開示します。

平成23年3月31日現在

社員(会員)総数 165人

平成22年度 事業経過報告書

平成22年4月1日～平成23年3月31日

月	日	広報活動の実施	日	安全指導の実施	日	その他(会議等の開催)
4	6~15	春の全国交通安全運動 立て看板、のぼり旗の設置(12支部) 安全運動啓発チラシ作成配布(500枚)	8	小学1年生黄色帽子贈呈(320個)	22	会計監査(事務所)
	6	車両広報パレード(福江)	13	自転車街頭指導(三尾野)	22	三役会議(事務所)
	6	交通安全街頭キャンペーン(吉久木)	14	高齢者宅訪問活動(二本楠)	26	新公益法人制度説明会(長崎市)
				交通安全教室への指導協力 (山内小、奥浦中、川原小、三井楽小、崎山小等)		
5		行楽期の交通事故防止車両広報	10	違法駐車車両に対する街頭指導	10	理事会(事務所)
				交通安全教室への指導協力 (富江小、盈進小、奈留小、玉之浦小等)	27	長崎県交通安全協会評議員会(長崎市)
6		交通事故防止車両広報	1~4	交通安全指導員研修会(長崎市)		
			14	違法駐車車両に対する街頭指導		
7	12~21	夏の交通安全県民運動 立て看板、のぼり旗の設置(12支部) 安全運動啓発チラシ作成配布(500枚)	12~21	登校児童等の街頭指導	2	役員支部長合同会議(事務所)
	12	交通安全街頭キャンペーン(吉久木)	12	違法駐車車両に対する街頭指導	8	県主催高齢者交通安全教室打合せ会議
	12		16	飲酒運転追放キャンペーン(飲食店) (ハンドルキーパー運動の推進)	12	市安全安心協議会会議(市役所)
			20	自転車街頭指導(福江中)	29	子ども自転車安全運転競技県大会 (福江小学校出場)
8		交通事故防止車両広報	9	違法駐車車両に対する街頭指導		
9	21~30	秋の全国交通安全運動 立て看板、のぼり旗の設置(12支部) 安全運動啓発チラシ作成配布(500枚)	21~30	登校児童等の街頭指導	10	役員支部長合同会議(事務所)
	21	交通安全街頭キャンペーン(吉久木)	24	飲酒運転追放キャンペーン(飲食店)	16	安全協会女性部会総会(事務所)
	21	交通安全啓発徒歩パレード(福江)	25	電動車イス実技講習会(大津地区)	25	優良運転者表彰伝達式(五島署)
	23		28	交通安全街頭キャンペーン(五島南高)		
			29	交通安全グラウンドゴルフ大会(中央公園)		
10		交通事故防止車両広報	12	違法駐車車両に対する街頭指導	20	免許更新時講師研修会(大村市)
				交通安全教室への指導協力(福江小)	27	市交通指導員研修会(市役所)
11		交通事故防止車両広報	8	高齢者交通安全教室(自動車学校)	29	公益法人立入り検査(事務所)
			8	違法駐車車両に対する街頭指導		
			25	高齢者交通安全教室(自動車学校)		
12	4	交通安全啓発徒歩パレード(本山)	11	違法駐車車両に対する街頭指導	5	免許窓口職員研修会(大村市)
	15~24	年末の交通安全県民運動 立て看板、のぼり旗の設置(12支部) 安全運動啓発チラシ作成配布(500枚)	15~24	登校児童等の街頭指導	8	役員支部長合同会議(事務所)
	15	交通安全街頭キャンペーン(吉久木)	15	高齢者宅訪問活動(富江地区)		
	15		19	鬼岳マラソン大会キャンペーン(中央公園)		
1		交通事故防止車両広報	13	違法駐車車両に対する街頭指導	4	新年祝賀交歓会(市内)
	14	交通事故防止啓発看板設置(奈留)	16	交通安全国民運動中央大会(東京)	26	緑十字銀章伝達式(五島署)
2		交通事故防止車両広報	1	交通安全指導員ブロック研修会(島原署)	24	新公益法人制度会議(事務所)
			1	緑丘小学校交通少年団入退団式	26	市交通安全対策協議会(振興局)
			10	福江小学校交通少年団入退団式		
3		交通事故防止車両広報	14	違法駐車車両に対する街頭指導	16	理事会(事務所)
	30	全席シートベルト着用啓発プレート作成(150枚)	21	高齢者交通死亡事故多発警報発令	15	地区安全なわが街づくり役員会議(市内)
その他		固定看板による交通安全広報啓発		交通安全指導員による街頭指導		運転免許事務委託事業(即日交付事務)
		交通安全指導員による車両広報 夕暮れ時の早め点灯運動の推進 チャイルドシート貸出し事業		交通安全指導員による自転車安全指導 交通安全指導員による保育園、幼稚園 老人会に対する交通安全教育、指導		運転免許証更新時講習 長崎県証紙販売業務 交通安全資料・ビデオ等の貸出、斡旋

平成22年度 一般会計収支計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	5,600,000	5,184,165	△ 415,835	一般会員及び特別会員会費
基本財産運用収入	6,300,000	5,893,337	△ 406,663	預金及び国債利息
寄附金収入	100	0	△ 100	
預り金収入	0	95,533	95,533	職員社会保険・源泉税預り金
雑収入	24,000	24,000	0	自転車教育費(県協会)
事業活動収入計	11,924,100	11,197,035	△ 727,065	
2. 事業活動支出				
事業費支出	(9,307,000)	(8,164,563)	(△1,142,437)	
啓蒙宣伝費支出	2,100,000	1,353,813	△ 746,187	のぼり旗、チラシ、黄色帽子、看板等
支部等活動費支出	750,000	689,000	△ 61,000	支部及び女性部会活動費
表彰費支出	100,000	52,083	△ 47,917	無事故優良運転者等表彰
印刷製本費支出	100,000	64,563	△ 35,437	事務封筒、伝票、領収証、ゴム印
会議費支出	50,000	14,000	△ 36,000	各種会議時茶菓代及び負担金
旅費交通費支出	300,000	185,100	△ 114,900	自転車大会、県協会会議、研修会
通信運搬費支出	120,000	89,867	△ 30,133	切手、運送代、電話代
手数料支出	10,000	11,640	1,640	正会費徴収手数料及び送金手数料
消耗品費支出	80,000	53,576	△ 26,424	事務用品、コピー用紙
水道光熱費支出	220,000	206,049	△ 13,951	水道、電気、ガス
渉外費支出	50,000	40,000	△ 10,000	慶弔費
諸負担金支出	110,000	106,000	△ 4,000	県協会会費、各種団体負担金
租税公課支出	25,000	21,500	△ 3,500	収入印紙、自動車税
広報車維持費支出	370,000	348,159	△ 21,841	ガソリン、車両保険、車両検査代
給料支出	2,322,000	2,324,000	2,000	職員給料
諸手当支出	1,300,000	1,296,450	△ 3,550	職員手当、賞与
法定福利費支出	600,000	648,798	48,798	各種社会保険料
諸雑費支出	700,000	659,965	△ 40,035	パソコン、コピーリース料、保守料
管理費支出	(5,333,192)	(5,298,468)	(△34,724)	
会議費支出	70,000	42,018	△ 27,982	通常総会会場費
印刷製本費支出	10,000	0	△ 10,000	総会案内ハガキ印刷代
通信運搬費支出	40,000	36,780	△ 3,220	総会案内ハガキ郵便代
報償費支出	250,000	240,000	△ 10,000	理事会費用弁償
事務所維持費支出	90,000	89,880	△ 120	火災保険料
租税公課支出	240,000	232,900	△ 7,100	事務所・車庫固定資産税
給料支出	2,850,000	2,846,400	△ 3,600	職員給料
諸手当支出	842,000	841,500	△ 500	職員手当、賞与
法定福利費支出	490,000	530,845	40,845	各種社会保険料
福利厚生費支出	370,000	356,953	△ 13,047	健康診断手数料、退職金共済掛金
預り金支出	81,192	81,192	0	前年度社会保険・源泉税預り金
予備費支出	(820,011)	(50,000)	(△770,011)	東日本大震災義援金
事業活動支出計	15,460,203	13,513,031	△ 1,947,172	
事業活動収支差額	△ 3,536,103	△ 2,315,996	1,220,107	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
有価証券売却収入	0	9,956,000	9,956,000	国債売買益
投資活動収支差額	0	9,956,000	9,956,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
特定資産取崩収入	2,500,000	0	△ 2,500,000	
2. 財務活動支出				
特定資産預金支出	0	7,000,000	7,000,000	保全引当預金支出
財務活動収支差額	2,500,000	△ 7,000,000	△ 9,500,000	
当期収支差額	△ 1,036,103	640,004	1,676,107	
前期繰越収支差額	1,036,103	1,036,103	0	前年度繰越金
次期繰越収支差額	0	1,676,107	1,676,107	

平成22年度 特別会計収支計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
事務手数料収入	5,000	5,600	600	他地区協会費徴収事務手数料
物品売上収入	30,000	29,814	△ 186	高齢者マーク、反射材売上金
事務所使用料収入	54,000	54,000	0	違反者講習会場使用料(県協会)
器具使用料収入	100,000	100,000	0	コピー使用料(県協会)
講習手数料収入	40,000	38,000	△ 2,000	社会参加講習手数料等(県協会)
証紙売上収入	30,000,000	32,342,780	2,342,780	長崎県証紙売上金
事業活動収入計	30,229,000	32,570,194	2,341,194	
2. 事業活動支出				
租税公課支出	119,000	119,000	0	法人市・県民税、法人所得税
消耗品費支出	100,000	81,227	△ 18,773	コピートナー、事務用品
物品仕入支出	30,000	30,093	93	反射材等購入代金
給料支出	1,000,000	1,000,000	0	職員給料
証紙仕入支出	29,000,000	31,327,887	2,327,887	長崎県証紙購入代金
予備費支出	52,321	0	△ 52,321	
事業活動支出計	30,301,321	32,558,207	2,309,207	
事業活動収支差額	△ 72,321	11,987	84,308	
II 投資活動収支の部				
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
特定資産取崩収入	1,500,000	1,500,000	0	保全引当預金取崩(県証紙購入準備資金)
2. 財務活動支出				
特定資産取得支出	1,500,000	1,500,000	0	保全引当預金への還付
財務活動収支差額	0	0	0	
当期収支差額	△ 72,321	11,987	84,308	
前期繰越収支差額	72,321	72,321	0	前年度繰越金
次期繰越収支差額	0	84,308	84,308	

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産受取利息	5,893,337	6,007,854	△ 114,517
② 有価証券売却益	9,956,000	496,000	9,460,000
③ 有価証券償還益	251,975	31,650	220,325
③ 有価証券評価益	2,261,525	0	2,261,525
④ 一般会員会費	5,101,665	6,028,605	△ 926,940
⑤ 特別会員会費	82,500	112,500	△ 30,000
⑥ 寄附金	0	10,000	△ 10,000
⑦ 雑収入	24,000	24,000	0
⑧ 特別会計収入	32,570,194	35,076,710	△ 2,506,516
経常収益計	56,141,196	47,787,319	8,353,877
(2) 経常費用			
① 事業費	8,164,563	8,410,653	△ 246,090
② 管理費	5,217,276	5,933,304	△ 716,028
③ 予備費	50,000	604,891	△ 554,891
④ 減価償却費	720,349	769,732	△ 49,383
⑤ 除却費	78,711	0	78,711
⑥ 特別会計支出	32,554,187	34,981,345	△ 2,427,158
⑦ 退職給与引当金	970,200	0	970,200
経常費用計	47,755,286	50,699,925	△ 2,944,639
当期一般正味財産増減額	8,385,910	△ 2,912,606	11,298,516
一般正味財産期首残高	458,013,732	460,926,338	△ 2,912,606
一般正味財産期末残高	466,399,642	458,013,732	8,385,910
II 指定正味財産増減の部			
III 正味財産期末残高	466,399,642	458,013,732	8,385,910

貸借対照表

平成23年3月31日現在

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,760,415	1,108,424	651,991
貯蔵品(証紙)	94,430	90,410	4,020
流動資産合計	1,854,845	1,198,834	656,011
2. 固定資産			
(1) 基本財産(維持運営基金)			
投資有価証券(国債)	402,104,700	399,591,200	2,513,500
定期預金	20,000,000	20,000,000	0
普通預金	10,397,001	10,397,001	0
基本財産合計	432,501,701	429,988,201	2,513,500
(2) 特定資産			
維持運営保全引当資産	11,500,000	4,500,000	7,000,000
退職給与引当資産	900,000	900,000	0
減価償却引当資産	900,000	900,000	0
特定資産合計	13,300,000	6,300,000	7,000,000
(3) その他の固定資産			
建物	19,664,970	20,351,535	△ 686,565
車両運搬具	55,959	89,743	△ 33,784
器具備品	0	78,711	△ 78,711
電話加入権	87,900	87,900	0
その他の固定資産合計	19,808,829	20,607,889	△ 799,060
固定資産合計	465,610,530	456,896,090	8,714,440
資産合計	467,465,375	458,094,924	9,370,451
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	95,533	81,192	14,341
退職給与引当金	970,200	0	970,200
流動負債合計	1,065,733	81,192	984,541
負債合計	1,065,733	81,192	984,541
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	466,399,642	458,013,732	8,385,910
(うち基本財産への充当額)	432,501,701	429,988,201	2,513,500
(うち特定資産への充当額)	13,300,000	6,300,000	7,000,000
正味財産合計	466,399,642	458,013,732	8,385,910
負債及び正味財産合計	467,465,375	458,094,924	9,370,451

財 産 目 録

平成23年3月31日現在

科 目	金	額
I 資産の部		
1. 流動資産(現金及び預金)		
現金手許有高(一般会計)	100,000	
現金手許有高(特別会計)	32,876	
貯蔵品(長崎県収入証紙)	94,430	
普通預金 十八銀行福江支店	1,274,325	
普通預金 福江信用組合	238,358	
普通預金 親和銀行福江支店	63,424	
普通預金 親和銀行福江支店(特別会計)	51,432	
流動資産合計		1,854,845
2. 固定資産		
(1)基本財産(維持運営基金)		
投資有価証券 第59回利付国債	103,121,800	
投資有価証券 第60回利付国債	99,949,700	
投資有価証券 第118回利付国債	199,033,200	
普通預金 十八銀行福江支店	1,397,001	
普通預金 親和銀行福江支店	9,000,000	
定期預金 親和銀行福江支店	10,000,000	
定期預金 福江信用組合	10,000,000	
基本財産(維持運営基金)合計	432,501,701	
(2)特定資産		
維持運営保全引当資産	11,500,000	
普通預金 十八銀行福江支店		
退職給与引当資産	900,000	
定期預金 十八銀行福江支店		
減価償却引当資産	900,000	
普通預金 親和銀行福江支店		
特定資産合計	13,300,000	
(3)その他固定資産		
建 物 事務所及び車庫	19,664,970	
車両運搬具 広報車両2台	55,959	
電話加入権	87,900	
その他固定資産合計	19,808,829	
固定資産合計		465,610,530
資産合計		467,465,375
II 負債の部		
1. 流動負債		
預り金 職員社会保険、源泉税預り金	95,533	
退職給与引当金(職員1名分)	970,200	
流動負債合計		1,065,733
負債合計		1,065,733
正味財産		466,399,642

平成23年度 事業計画書

平成23年4月1日～平成24年3月31日

月	日	広報活動の実施	日	安全指導の実施	日	その他(会議等の開催)
4	8	小学1年生に対して黄色帽子及びランドセルカバーの贈呈(320個)	6~12	登校児童等の街頭指導 交通安全教室への指導協力 (三井楽小、川原小、山内小、崎山、盈進等)	26 28	会計監査(事務所) 三役会議(事務所)
5	11~20	春の全国交通安全運動 安全運動啓発チラシの作成配布(500枚) 立て看板、のぼり旗の設置(12支部) 交通安全車両広報パレード(市役所) 交通安全街頭キャンペーン(吉久木)		交通安全教室への指導協力(各小中学校) 違法駐車車両に対する街頭指導 自転車街頭指導 飲酒運転根絶キャンペーン 高齢者宅訪問活動	26	理事会(事務所) 市交通指導員会総会(市内) 長崎県交通安全協会評議員会(長崎市) 平成23年度通常総会(市内)
6		梅雨期の交通事故防止車両広報		違法駐車車両に対する街頭指導 交通安全指導員研修会(長崎市内)		女性部会通常総会
7	11~20	夏の交通安全県民運動 立て看板、のぼり旗の設置(12支部) 安全運動啓発チラシの作成配布	11~20	登校児童等の街頭指導 高齢者宅訪問活動 飲酒運転根絶キャンペーン	27	役員支部長合同会議 子ども自転車安全運転競技県大会
8		居眠り運転等過労運転防止車両広報		違法駐車車両に対する街頭指導		県下安全協会長・事務局長会議
9	21~30	秋の全国交通安全運動 立て看板、のぼり旗の設置(12支部) 車両広報パレード(各地区) 安全運動啓発チラシの作成配布	21~30	登校児童等の街頭指導 交通安全街頭キャンペーン 高齢者宅訪問活動 高齢者交通安全グラウンドゴルフ大会		役員支部長合同会議 優良運転者表彰伝達式(五島署)
10		車両による広報活動の実施		違法駐車車両に対する街頭指導 交通安全教室への指導協力(各小中学校)		免許更新時講師研修会(大村市)
11		車両による広報活動の実施		違法駐車車両に対する街頭指導		公益法人定期立入検査(県警)
12	13~22	年末の交通安全県民運動 立て看板、のぼり旗の設置(12支部) 安全運動啓発チラシの作成配布 本山区交通安全徒歩パレード	13~22	登校児童等の街頭指導 交通安全街頭キャンペーン 高齢者宅訪問活動 違法駐車車両に対する街頭指導		役員支部長合同会議 免許事務職員研修会(長崎市)
1		車両による広報活動の実施		違法駐車車両に対する街頭指導		交通安全国民運動中央大会
2		車両による広報活動の実施		緑丘小学校交通少年団入退団式 福江小学校交通少年団入退団式		交通安全指導員ブロック研修会
3		車両による広報活動の実施		違法駐車車両に対する街頭指導 平成23年交通統計作成配布		理事会
その他		固定看板による交通安全広報啓発 交通安全指導員による車両広報 夕暮れ時の早め点灯運動の推進 チャイルドシート貸し出し事業		交通安全指導員による街頭指導 交通安全指導員による自転車安全指導 交通安全指導員による保育園、幼稚園 老人会に対する交通安全教育、指導		運転免許事務委託事業(即日交付事務) 長崎県証紙販売業務 交通安全ビデオ等の貸し出し 交通事故防止用品(反射材)の斡旋・販売
		◎日を定めて行う運動	交通安全の日～「毎月20日」	交通事故死ゼロを目指す日～「5月20日」・「9月30日」		
		新規事業	カーブミラーの寄贈(五島市)			

平成23年度 一般会計収支予算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異	摘 要
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	5,000,000	5,600,000	△ 600,000	一般会員及び特別会員会費
基本財産運用収入	7,100,000	6,300,000	800,000	預金及び国債利息
寄附金収入	100	100	0	
雑収入	24,000	24,000	0	自転車教育費(県協会)
事業活動収入計	12,124,100	11,924,100	200,000	
2. 事業活動支出				
事業費支出	(16,455,000)	(9,307,000)	(7,148,000)	
啓蒙宣伝費支出	5,000,000	2,100,000	2,900,000	のぼり旗、チラシ、黄色帽子、看板等
支部等活動費支出	750,000	750,000	0	支部及び女性部会活動費
表彰費支出	100,000	100,000	0	無事故優良運転者等表彰
印刷製本費支出	95,000	100,000	△ 5,000	事務封筒、伝票、領収証、ゴム印
会議費支出	20,000	50,000	△ 30,000	各種会議時茶菓代及び負担金
旅費交通費支出	200,000	300,000	△ 100,000	自転車長崎県大会大会
通信運搬費支出	105,000	120,000	△ 15,000	切手、運送代、電話代
手数料支出	5,000	10,000	△ 5,000	送金手数料
消耗品費支出	60,000	80,000	△ 20,000	事務用品、コピー用紙
水道光熱費支出	20,000	220,000	△ 200,000	水道、電気、ガス
渉外費支出	0	50,000	△ 50,000	慶弔費
諸負担金支出	0	110,000	△ 110,000	
租税公課支出	25,000	25,000	0	収入印紙、自動車税
広報車維持費支出	300,000	370,000	△ 70,000	ガソリン、車両保険、車両検査代
給料支出	5,540,000	2,322,000	3,218,000	職員給料
諸手当支出	1,980,000	1,300,000	680,000	職員手当、賞与
法定福利費支出	1,075,000	600,000	475,000	各種社会保険料
福利厚生費支出	330,000	0	330,000	各種社会保険料
諸雑費支出	350,000	700,000	△ 350,000	パソコン、コピーリース料、保守料
予備費支出	500,000	0	500,000	
管理費支出	(2,845,207)	(5,333,192)	(△2,487,985)	
会議費支出	100,000	70,000	30,000	通常総会会場費、理事会
印刷製本費支出	15,000	10,000	5,000	総会資料印刷代
旅費交通費支出	100,000	0	100,000	県協会会議、研修会
通信運搬費支出	55,000	40,000	15,000	総会通知切手代、運送代、電話代
手数料支出	5,000	0	5,000	郵便振替手数料
消耗品費支出	60,000	0	60,000	事務用品、コピー用紙
水道光熱費支出	200,000	0	200,000	水道、電気、ガス
渉外費支出	50,000	0	50,000	慶弔費
諸負担金支出	110,000	0	110,000	県協会会費、各種団体負担金
広報車維持費支出	50,000	0	50,000	ガソリン、車両保険、車両検査代
事務所維持費支出	82,000	90,000	△ 8,000	火災保険料
租税公課支出	240,000	240,000	0	事務所・車庫固定資産税
報償費支出	250,000	250,000	0	理事会費用弁償
給料支出	365,000	2,850,000	△ 2,485,000	職員給料
諸手当支出	108,000	842,000	△ 734,000	職員手当、賞与
法定福利費支出	70,000	490,000	△ 420,000	各種社会保険料
福利厚生費支出	20,000	370,000	△ 350,000	健康診断手数料、退職金共済掛金
預り金支出	95,533	81,192	14,341	前年度社会保険・源泉税預り金
諸雑費支出	350,000	0	350,000	パソコン、コピーリース料、保守料
予備費支出	519,674	0	519,674	
予備費支出	0	(820,011)	(△820,011)	
事業活動支出計	19,300,207	15,460,203	3,840,004	
事業活動収支差額	△ 7,176,107	△ 3,536,103	△ 3,640,004	
II 投資活動収支の部				
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
特定資産取崩収入	5,500,000	2,500,000	3,000,000	保全引当預金取り崩し
2. 財務活動支出				
特定資産預金支出	0	0	0	
財務活動収支差額	5,500,000	2,500,000	3,000,000	
当期収支差額	△ 1,676,107	△ 1,036,103	△ 640,004	
前期繰越収支差額	1,676,107	1,036,103	640,004	前年度繰越金
次期繰越収支差額	0	0	0	

平成23年度 特別会計収支予算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
事務手数料収入	5,000	5,000	0	他地区協会費徴収事務手数料
物品売上収入	30,000	30,000	0	高齢者マーク、反射材売上金
事務所使用料収入	54,000	54,000	0	違反者講習会場使用料(県協会)
器具使用料収入	100,000	100,000	0	コピー使用料(県協会)
講習手数料収入	40,000	40,000	0	社会参加講習手数料等(県協会)
証紙売上収入	30,000,000	30,000,000	0	長崎県証紙売上金
事業活動収入計	30,229,000	30,229,000	0	
2. 事業活動支出				
租税公課支出	104,000	119,000	△ 15,000	法人市・県民税、法人所得税
消耗品費支出	60,000	100,000	△ 40,000	コピートナー、事務用品
物品仕入支出	30,000	30,000	0	反射材等購入代金
証紙仕入支出	29,000,000	29,000,000	0	長崎県証紙購入代金
給料支出	428,000	1,000,000	△ 572,000	職員給料
諸手当支出	134,000	0	134,000	職員賞与
法定福利費支出	85,000	0	85,000	各種社会保険料
福利厚生費支出	15,000	0	15,000	職員退職金共済掛金
予備費支出	57,308	52,321	4,987	
事業活動支出計	29,913,308	30,301,321	△ 388,013	
事業活動収支差額	315,692	△ 72,321	388,013	
II 投資活動収支の部				
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
特定資産取崩収入	1,500,000	1,500,000	0	県証紙購入準備資金
財務活動収入計	1,500,000	1,500,000	0	
2. 財務活動支出				
特定資産取得支出	1,900,000	1,500,000	400,000	保全引当資産への預金
財務活動支出計	1,900,000	1,500,000	400,000	
財務活動収支差額	400,000	0	400,000	
当期収支差額	△ 84,308	△ 72,321	△ 11,987	
前期繰越収支差額	84,308	72,321	11,987	前年度繰越金
次期繰越収支差額	0	0	0	